

	施策事業名	事務事業名	事務分掌	目的・成果	事業概要	担当課
子どもの健やかな成長への支援	2 次代を担う人を育むまち					
		子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を支援するため、実情の把握、子ども等に関する相談、在宅支援等を行うこと。	子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、在宅支援等を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うこと。	子育てに悩んでいる母親を対象とした子育て支援講座を開催することで、保護者の育児負担の軽減を図るとともに、問題が発生することを未然に防止する。	子ども家庭課
		子ども発達センター施設管理事業	子ども発達センターの施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。	施設の維持・管理を専門業者に委託することにより、安全で安心な施設運営が図られること。また施設設備の改修・修繕を行うことにより、利用者の利便性が向上するとともに施設の長寿命化が図られること。	施設の維持・管理に関する業務委託の業者選定 ・施設設備の修繕業者の選定、発注	子ども発達センター
		子ども発達センター車両運行管理事業	通園に係る負担の軽減及び利便性の向上を図るため、園児用送迎バスの運行管理を行うこと。	通園バスを運行することにより、保護者の負担軽減と利便性の向上が図られること。	・通園バス(2台)の運転業務 ・2つの運行コース(乗降場所、通過時間)の設定による、通園しやすい環境づくり	子ども発達センター
		みはら園運営事業	障害や特性のある子どもが家庭や地域で生活するため、発達状況に応じた支援を行うこと。	心身に障害がある就学前の児童やその家族が、みはら園で個々の状態に応じた発達支援や家族支援・地域連携を行うことにより、家庭との相互協力のもとに心身の発達が促され社会で生活できるようになること。	〔通所支援〕 (児童への支援) ・身辺自立への支援(食事、排泄、着脱等) ・家庭を基盤とした人との関係づくり ・コミュニケーション能力の発達支援 ・集団生活への適応訓練 ・健康な体づくり ・給食の提供 (保護者への支援) ・相談及び助言、育児支援 ・発達等に関する学習会の開催 ・保護者参加行事の実施 ・保護者の就労や育児負担軽減への支援 〔保育所等訪問支援〕 〔居宅訪問型児童発達支援〕	子ども発達センター
		みはら園給食事業	園児の健全な食生活を確保するため、園児の特性に応じた給食を提供すること。	障害者総合支援法、健康増進法、食品衛生法及び児童福祉法等に基づき、個々への衛生で、かつ適切な食事提供と栄養管理が行われること。	・個々に応じた栄養量の確保と偏食及び食物アレルギーの対応 ・摂食状態や発達に応じた献立、調理、食器での食事の提供と栄養管理 ・保護者の給食試食会等の開催 ・食中毒予防、衛生管理の実施 ・委託給食会社との円滑な給食運営 ・クッキング、園庭行事による食育の推進	子ども発達センター
		発達相談室早期発達支援事業	乳幼児期の子どもに対し、発達状況に応じた適切な支援を行うため、早期発達支援事業を行うこと。	乳幼児期の発達支援体制の充実を図ることにより、相談者が必要な時に適切な発達支援や援助が得られること。	・子どもの発達状況・障害・年齢に応じた、個別指導・グループ指導の実施と保護者への助言 ・医療相談の実施 ・虫歯予防教室の実施 ・各関係機関との支援会議の実施 ・みはら園児とその保護者に対する、個別指導・助言とみはら園職員との情報交換	子ども発達センター
		発達相談室発達相談事業	子どもの発達状況等を確認し、様々な支援につなげるため、発達相談事業を行うこと。	相談しやすい環境を整えることで、相談者の抱える不安を軽減し、子どもの発達支援につなげること。また、関係機関との連携を深め、協力しあう中で、個々に応じた支援をしていくこと。	・乳幼児の発達上の問題に関する相談・面接及び発達評価 ・関係機関・医療機関への情報提供や就学先への引継ぎ ・子どもの在籍園に対する情報交換や助言・指導 ・保護者や関係機関職員への啓蒙・啓発を目的とした研修の企画・実施 ・指定相談支援事業所としての計画相談支援の実施	子ども発達センター
		子ども総合計画推進事業	(仮称)富士市子ども総合計画を推進することで、全ての子どもがひとしくその権利の擁護が図られること。	子ども施策を総合的に推進するため、計画を策定し、推進すること。	・富士市子ども・子育て会議の開催 ・(仮称)富士市子ども総合計画の策定 ・第三期富士市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進	子ども未来課
		子どもの権利推進事業	子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に関する理念の周知及び環境整備を行うこと。	子どもの権利条例を推進することで、子どもの権利保障が図られること。	・子どもの権利条例の推進 ・子どもの権利の普及・啓発 ・子どもの居場所運営補助金の交付 ・子どもの居場所づくりの推進	子ども未来課
若者の希望をかなえる支援	結婚支援事業	婚姻率の増加を図るための支援を行うこと。	結婚したいという希望が叶うよう支援し、経済的負担の軽減や、婚姻率の上昇が図られること。	・結婚新生活支援補助金では、結婚を機に同居するために支払った費用(住宅取得、住宅改修、住宅賃借、引越)の一部補助を行う。 ・結婚を希望する未婚の市民に対し、出会いを応援する事業を行う。	福祉総務課	

	18歳・20歳記念事業	成人としての自覚を促すため、式典等を企画・運営すること	・本市の次代の担い手の育成を目的に、20歳の祝福をするとともに、大人としての自覚を促し、この行事を機に、地域活動やボランティア活動などの社会参加を促す。 ・18歳の新成人に新成人としての自覚を促し、今まで育ってきた環境を改めて見つめ直す機会を提供する。	①富士市はたちの記念式典 開催日：成人の日の前日 会場：ロゼシアター中・大ホール 対象：その年度に20歳となる青年で、富士市在住又は出身者で参加を希望するもの 事業形態：教育委員会で事業方針を立案、20歳となる青年で組織する実行委員会でプログラム等の実施内容を企画、式典当日は、実行委員のほかボランティアの協力も得て運営する。 ②18歳新成人への祝意メッセージ送付 時期：3月上旬 内容：祝意メッセージカード・ほうじ茶一煎パックの送付	社会教育課
	雫石町少年交流事業	児童の郷土愛を育むため、富士市と雫石町の少年交流事業を企画運営すること。	両市町の児童(小学5・6年生)が交流を通して、自己を磨き、相互の信頼関係を高め、次代を担う人材の育成を図るとともに、自分たちの地域社会の担い手として積極的な活動ができるよう青少年活動の推進を図る。	・本事業は、3泊4日の事業であり、両市町の児童等と交流する。そのほか、自然体験や両市町の産業や文化を学ぶためのプログラム等を実施する。 富士市では、実行委員会を組織し、交流プログラムの検討と当日の運営等を行う。事業終了後は、青少年指導者の育成につなげる。 ・隔年でそれぞれの市町を訪問し交流する。	社会教育課
	青少年リーダー育成事業	青少年リーダーの資質の向上を図るため、指導者養成事業を企画運営すること。	青少年活動の中心的役割を担う指導者の養成、資質の向上を通じて、地域における教育力を高める。	・青少年育成ボランティア養成講座(通年、主要プログラム年5回程度) ・ジュニアリーダー養成講習会(春夏年2回) ・インリーダー養成講習会(年1回) ・遊び塾サミット開催補助(年1回)	社会教育課
	青少年教育センター事業	青年の主体的な社会参加を促すため、各種教養講座を企画運営し、及びグループ活動を支援すること。	青少年の健全育成及び福祉の増進を図るため、青年教養講座を企画運営すること。	①各種教養講座の開催(年間・単発) 青少年の交流や社会参画を目的に前期・後期に分けて教養講座を実施している。 ②サークルの育成と充実 ③利用者会活動の指導育成(交流会、ボランティア活動他)	社会教育課
青少年健全育成の推進	青少年体験交流事業	青少年の豊かな心及び生きる力を育むため、青少年体験交流事業を企画運営すること。	青少年における発達課題の解決につなげるとともに、仲間づくりの体験から、仲間とのキズナの大切さに気づき、学校や地域の中でリーダーとして活動する人材の育成基礎を作り、次世代のリーダー育成のきっかけとなることを目的とする。	①実行委員会議の開催・運営 内容：現地研修の内容検討 ②事前研修の開催 内容：研修内容の確認 ③本研修(現地研修) 実施日時：8月中旬 目的地：長野県伊那市周辺 参加対象：中学生、高校生、青年(ユースリーダー) 研修内容：キズナ学習、地域交流プログラム、体験プログラム	社会教育課
	子ども・若者育成支援事業	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族の相談や支援等を行うこと。	社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者やその家族が相談することにより、悩みや不安の解消・軽減が図られ、また、就労や居場所等を支援する。	ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者及びその家族からの相談、関係機関紹介、伴走支援やアウトリーチ、居場所の支援を行っている。 ・富士市子ども・若者支援協議会の運営 ・富士市子ども・若者育成支援計画の管理 ・若者相談窓口パンフレット・相談機関マップの作成 等	青少年相談センター
	青少年相談事業	青少年の健全な成長を図るため、青少年、保護者等に対する相談、指導、支援等を行うこと。	・青少年及び児童・生徒が相談をすることにより、悩みや不安の解消・軽減が図られること及び青少年の育成に関する学習機会が提供されることにより青少年の健全な成長が図られること。 ・青少年相談センターを適切に運営することにより、施設の設置目的に沿った事業が円滑に展開できるようになること。	[相談事業] 青少年の健全な発達を援助するため、「見学・面談」「電話相談」及び「ステップスクール・ふじ」を実施し、問題の解決を図っている。 ・見学・面談 月～金 9時～16時30分 「来所による相談」「訪問による相談」「オンラインによる相談」 ・電話相談 「ほっとテレフォン・ふじ」TEL51-3741 月～金9時30分～16時30分 青少年相談員等により実施。 ・「ほっとデジタル相談・ふじ」小中学生のタブレットによる相談 ・ステップスクール・ふじ 不登校の児童生徒に、時間と場所を提供し、集団生活やカウンセリングを通して、社会的に自立していくための支援を行う。 [主催事業] カウンセリング講座 年7回 [青少年相談センター運営管理] ・青少年相談センター運営協議会の実施、青少年相談センターの運営管理	青少年相談センター